

令和2年度

第2回定例農業委員会会議録

令和2年5月20日 開催

令和2年5月20日 閉会

(場所) 綾川町立生涯学習センター

令和2年度 第2回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和2年度 第2回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年 5月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年5月15日

場所 綾川町立生涯学習センター

開会 令和2年5月20日 午前9時30分

閉会 令和2年5月20日 午前10時40分 (会期1日)

第1日目 (5月20日)

出席委員 19名

|    |       |     |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 中添 文彦 | 8番  | 大野 翔平 | 15番 | 藤重 英子 |
| 2番 | 石丸 俊一 | 9番  | 細谷 美一 | 16番 | 笹川 武義 |
| 3番 | 森 健人  | 10番 | 谷本 利信 | 17番 | 滝川 廣男 |
| 4番 | 渡辺 玲子 | 11番 | 藤滝 健造 | 18番 | 三好 光春 |
| 5番 | 井上 博司 | 12番 | 本井 伸一 | 19番 | 福家 功  |
| 6番 | 川西 正廣 | 13番 | 佐藤 裕子 |     |       |
| 7番 | 松本 文男 | 14番 | 三好 満  |     |       |

農地利用最適化推進委員 2名参加

陶 福家 重夫、 滝宮 2 宇良 健一

議事録署名委員

15番 藤重 英子 委員、 16番 笹川 武義 委員

欠席

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 2 年 5 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得  
(農用地利用集積計画の公告) について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積について

令和 2 年 5 月 農業委員会議事録

午前 9 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 2 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の出席者は 19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りいたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、15 番 藤重 英子 委員、16 番 笹川 武義 委員を指名します。

議長

それでは、本日の議案の審議に移ります。

第 1 号議案「農地法 3 条（農業委員会）について」です。なお、案件第 4 号、5 号に森委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第 4 号、5 号について、説明します。

議案第 1 号-4

権利等：

申請地：

譲渡人：

譲受人：

備考：

説明：

申請に至った理由ですが、譲受人は [redacted] の出荷を行い、栽培を行っています。既にそのハウスが立っており、営農を行っています。利用権の終了時期を迎えたことをきっかけに、譲渡人より売買の話があり、譲受人が買い受けることで話がまとまり申請にいたったものです。譲受人の経営面積は 19,878 m<sup>2</sup>で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、 [redacted] です。

譲受人の農作業暦としては、17年、農作業の従事日数は、300日です。また、今まで通り [redacted] 作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1.5 km、車で7分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-5

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 73,600 円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

備考：

説明：

先ほどの4号案件の話が進む中で、 [redacted] ハウスの敷地の一部となっている同様の農地について、お互いに話をしたところ譲受人が買い受けることで話がまとまり申請にいたったものです。譲受人の経営面積は 19,878 m<sup>2</sup>で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、 [redacted] です。

譲受人の農作業暦としては、17年、農作業の従事日数は、300日です。また、今まで通り [redacted] の作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1.5 km、車で7分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号、5号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第1号の、案件第4号、5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[REDACTED]入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明致します。議案書P.1をお開き下さい。

議案第1号-1

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

備考： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人より後継者への生前贈与行いたいという考えがあり、譲受人が世帯内贈与を受けるものです。譲受人の経営面積は15,265㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、今まで通り水稲です。

譲受人の農作業暦としては、45年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機2台、田植機1台、トラック2台、農舎約150㎡を所有しています。また、米の作付けをする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、50m、徒歩1分で、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

備考： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人の所有する農地が隣接しており、進入はその農地を通る必要があります。また、これまでも管理・耕作をお願いしていたことと、労働力不足により今回、譲受人が贈与を受けることで、話がまとまったものです。譲受人の経営面積は14,836㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業暦としては、20年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック1台、農舎約40㎡を所有しています。また、野菜の作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、200m、徒歩2分で、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-3

権利等： 所有権移転 有償売買 総額10万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

備考：

説明： 申請に至った理由ですが、この案件は、先月同じ譲渡人、譲受人で申請があったと思いますが、元々全6筆の申請を行う予定でした。しかし、申請農地に進入路の問題や農地の一部に不法投棄があり、その問題があるため協議によりこの3筆を取り下げていました。

ゴミの撤去や隣接する住宅の購入により農地への進入が確保できたため、残りの筆を申請したものです。譲受人の経営面積は4,309㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、180日で、機械の所有状況については、トラクター1台、耕耘機1台、を所有しています。また、野菜の作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-6

権利等： 所有権移転 有償売買 総額10万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

備考：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人が申請地の北300m程にある実家も空き家になっています。譲渡人が農地の管理に苦慮し、買い手を探していることを知り、経営規模拡大を目的に、譲受人が自宅前の農地を購入することで話がまとまり、申請にいたったものです。

譲受人の経営面積は 10,063 m<sup>2</sup>で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業暦としては、50 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック1台、農舎約 49 m<sup>2</sup>を所有しています。また、野菜の作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、40m、徒歩1分で、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号の案件第1号から3号及び6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第2号議案「農地法5条（県知事）について」です。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてですが、今日は、4件あります。

議案第2号 - 1

地図・図面：

権利： 所有権移転 有償売買

申請地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 非農家の自己住宅

施設の概要： 住宅2階建て 1棟 52.17 m<sup>2</sup>、カーポート平屋建て 1棟 10.63 m<sup>2</sup>  
合計：62.80 m<sup>2</sup> 利用率：23.08%（≧22.00%）

申請事由： 自己宅地

説明：【理由】 現在、居住している借家が家財道具等により手狭となっているうえに、将来的にも親の面倒をみたいと考えていることを踏まえ、実家近くの土地を探していたところ、3箇所ほどの候補地が見つかり、その中で、建築予定規模等を考慮した結果、この農地が最適であると判断し、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 200万円 造成費 100万円、建築費 1,500万円 合計：1800万円  
内訳：自己資金 0万円、借入金 1,800万円

【工事期間】 令和2年7月10日～令和3年6月30日

【造成工事】 盛土 H=0.3m、コンクリート擁壁 H=0.75m～0.93m

【排水関係】 雨水：北西に設置した溜枡に集水のうえ、西側の既設水路に放流します。

汚水：北西に設置した溜枡に集水のうえ、西側にある公共下水道に接続します。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

#### 議案第2号-2

地図・図面：

権利： 所有権移転 有償売買

申請地：

農地区分： 3種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： その他の業務用地／再生可能エネルギー発電設備

施設の概要： 太陽光発電設備 5基（太陽光パネル268枚） 479.69㎡

引込電柱 1本 0.03㎡ 合計：479.72㎡

申請事由： 太陽光発電事業

説明：【理由】 譲渡人は、農地までの通作距離も遠く、農地の維持管理に苦慮していたところ、すでに、同規模の太陽光発電事業を展開し、さらに、発電事業を規模拡大したいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであり、これにより、今回、有償売買による農地法第5条の転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 180万円 造成費 100万円、設置費 920万円 合計：1,200万円

内訳：自己資金 0万円、借入金 1,200万円

【工事期間】 令和2年7月1日～令和2年12月15日

【造成工事】 不陸整正後、クローバーを植栽し、土砂の流出を防止します。

コンクリート擁壁等は、ありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び自然流下により、北側の既存排水口（2ヶ所）を利用し、北側の水路へ放流します。

汚水：ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

#### 議案第2号-3

地図・図面：

権利： 所有権移転 有償売買

申請地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： その他の業務用地／再生可能エネルギー発電設備

施設の概要： 太陽光発電設備 9基（太陽光パネル300枚） 488.06 m<sup>2</sup>  
引込電柱 1本 0.01 m<sup>2</sup> 合計：488.07 m<sup>2</sup>

申請事由： 太陽光発電事業

説明：【理由】 譲渡人は、現在、高齢化に伴い、農地の維持管理に苦慮していたところ、自然エネルギーの活用に興味を持ち、太陽光発電事業に取り組みたいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであり、これにより、今回、有償売買による農地法第5条の転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 180万円 造成費 120万円、建築費 900万円 合計：1,200万円  
内訳：自己資金 0万円、借入金 1,200万円

【工事期間】 令和2年7月1日～令和2年12月31日

【造成工事】 盛土・切土はなく、地盤改良のみを行いません。  
コンクリート擁壁等の設置はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透で処理します。 汚水：ありません。

【水利関係者の同意】

【隣接の同意】

議案第2号-4

地図・図面：

権利： 所有権移転 有償売買

申請地：

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： その他の業務用地／再生可能エネルギー発電設備

施設の概要： 太陽光発電設備 12基（太陽光パネル300枚） 488.06 m<sup>2</sup>  
引込電柱 1本 0.01 m<sup>2</sup> 合計：488.07 m<sup>2</sup>

申請事由： 太陽光発電事業

説明：【理由】 譲渡人は、現在、高齢化に伴い、農地の維持管理に苦慮していたところ、さらに、太陽光発電事業を規模拡大したいと考えていた譲受人との間で意向が合致したものであり、これにより、今回、有償売買による農地法第5条の転用申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 180万円 造成費 120万円、建築費 900万円 合計：1,200万円  
内訳：自己資金 1,200万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和2年7月1日～令和2年12月31日

【造成工事】 盛土・切土はなく、地盤改良のみを行いません。

コンクリート擁壁等の設置はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び南側既設水路への自然流下により放流します。

汚水：ありません。

【水利関係者の同意】

【隣接の同意】

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案「現況証明について」です。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「現況証明」についてです、今日は、2件あります。

議案第3号-1

地図・図面：

申請人：

申請地：

調査者： 令和2年5月11日（月） 中添会長、松本委員、事務局（坂本、渡邊）

申請内容： 昭和60年頃まで申請人の祖母が、耕作をしていましたが、体調不良により、また、労働力不足もあいあまって、耕作が放棄され、近くの山林から竹や雑木などが入り込み約35年を経過したことで、森林などの様相を呈している状態であります。

これによりまして、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

議案第3号-2

地図・図面：

申請人：

申請地：

調査者： 令和2年5月11日（月） 中添会長、本井委員、事務局（坂本、渡邊）

申請内容： 従来より、農業用排兼用で田渡しにて、下流側へ取水・排水を流していたところ、昭和時代と思われませんが、コンクリートにて水路整備を行なった際に「田」から「水路」への地目変更の手続きを忘却してしまい現在に至ってしまったとのことであります。

なお、これにつきましては、非農地証明事務処理要領準則3-(2)-⑤で定める農地法施行規則第29条第1号に基づく、「耕作の事業を行なう者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道や水路）の用に供する場合」に該当するものであって、さらに、申請地は、コンクリート水路の構造物でもあり、また、関係土地改良区や水利組合等の「既存農道や水路並びに周辺農地への影響もない。」との追認の同意もありますことから、農地として復元すること

は著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」です。なお、案件第3号に[ ]関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第3号案件について、説明します。P.6をご覧ください。

案件3号

所在： [ ]

貸付人： [ ]

借受人： [ ]

借受人経営面積： 23,050 m<sup>2</sup>

利用権： 賃貸借権

賃料： 年間5,730円（10a当り5,000円）

期間： R2.6.1～R5.5.31（3年間）

利用内容： 田 水稲

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。議案第4号の案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[ ]入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第12号に[ ]関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 12 号案件について、説明します。P.11 をご覧ください。

案件 12 号

所在：

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 19,007 m<sup>2</sup>

利用権： 使用貸借権

賃料： 年間 0 円

期間： R2.6.1～R7.5.31（5 年間）

利用内容： 畑 野菜

以上、審議のほどよろしく願います。

議長

案件第 12 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の案件第 12 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について説明します。

P.5～P.14 をご覧ください。

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 18 件 合計 45,261 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく願います。

議長

議案第 4 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きますして、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条による中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」です。事務局より説明を願います。

事務局

これは、次の議案の機構から担い手に貸付けるため、農地中間管理権を取得するものです。

P.15～P.27 をご覧ください。

契約件数： 22 件 合計 78,659 m<sup>2</sup>

新規契約： 1 番～ 22 番 22 件 78,659 m<sup>2</sup>

更新契約： —

以上、審議のほどよろしく願います。

議長

議案第 5 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きますして、議案第 6 号「農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について」です。なお、案件第 21 号～29 号に [REDACTED] 関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）第 21 号～29 号案件について、説明します。先ほど議案第 6 号でご審議いただきました議案、その農地を農地機構から担い手への貸し付けるものです。

議案第 6 号－21～29

権利設定する土地： [REDACTED]

設定する権利： 賃借権

期間： R2.6.1～R8.5.31（6 年間）

貸付先： [REDACTED]

賃料： 10 a 当たり 5,000 円 9 筆で 42,020 円

利用内容： 水稻・麦・野菜

以上審議のほどよろしく願います。

議長

案件第 21 号～29 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の案件第 21 号～29 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[REDACTED]入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほど説明いたしました案件を含む、

|      |             |      |                              |
|------|-------------|------|------------------------------|
| 契約筆数 | 65 筆 (28 件) | 合計   | 86,556 m <sup>2</sup>        |
| 新規契約 | 1 番～55 番    | 55 筆 | 78,659 m <sup>2</sup>        |
| 移転契約 | 56 番～65 番   | 10 筆 | 7,897 m <sup>2</sup> (貸付先変更) |

[REDACTED]

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積」についてです。事務局より説明を願います。

事務局

はい、議案第 7 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積」について、説明致します。

議案第 7 号

別段の面積の内容：

これにつきましては、3 月の定例農業委員会にてお諮り致しました案件に沿うものであり、同月に農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく、「別段の面積及び区域の指定」に係る申請が申出人よりなされているとともに、綾川町が定める「農地付き空き家バンク」制度にも該当農地が登録され、さらには、審査要件も充足していたことから、別段の面積 1 m<sup>2</sup>以上と区域の指定を行っていたものでありますが、その後、農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく、1 か月間の公告期間ののち、4 月の定例農業委員会において、農地法第 3 条の手続きもなされたので、今回農地取得に係る審査基準としての下限面積を従来の町内一律、40 a に制定し直すものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第1号議案の案件第4号・5号、第4号議案の案件第3号・12号、第6号議案の案件第21号～29号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第2回定例農業委員会を閉会致します。

午前 10時 40分

閉会